

ホーム電話ご利用規約

第1条(総則)

KDDI株式会社(以下「当社」といいます。)は、当社が別に定めるケーブルプラスホーム電話サービス契約約款(以下「ホーム電話約款」といいます。)及びこの「ホーム電話ご利用規約」(別紙「ホーム電話専用アダプタ貸出サービスに関する契約条項」を含み、以下「本規約」といいます。)に基づき、本規約で定めるサービス(以下「本サービス」といいます。)を提供します。

2. 本規約の規定がホーム電話約款の規定と矛盾又は抵触する場合は、本規約の規定がホーム電話約款の規定に優先して適用されるものとします。
3. 当社は、本規約を変更することがあります。この場合、本サービスの提供条件は変更後の規約によります。
4. 当社は、本規約を変更したときは、変更後の内容を当社所定のホームページ等に掲示します。

第2条(用語)

本規約で使用する用語の意味は、本規約で別段の定めがない限り、ホーム電話約款で使用する用語の意味に従います。

第3条(本サービスの内容)

本サービスの内容は、次に定めるとおりとします。なお、本サービスの提供に係る条件等については、別紙「ホーム電話専用アダプタ貸出サービスに関する契約条項」に定めるとおりとします。

当社がホーム電話約款に基づき提供するケーブルプラスホーム電話サービス(以下「ホーム電話サービス」といいます。)に必要なホーム電話専用アダプタ(ホーム電話約款に定めるホーム電話端末設備をいいます。以下同じとします。)を、当社からお客様(本規約第4条第2項に基づき本サービスの利用申込みを当社が承諾した方をいいます。以下、同様とします。)に貸与するサービス。

第4条(利用契約)

本サービスを利用しようとする方(以下「申込者」といいます。)は、ホーム電話約款及び本規約を承諾のうえ、当社が別途指定する方法により本サービスの利用を当社に申し込んで下さい。

- 2 当社は、前項に基づく申込みがあったときは、申込みを受け付けた順番に従って承諾します。なお、当社が当該承諾をした時点で、当社と申込者との間で、本サービスの提供に係る契約(以下「利用契約」といいます。)が成立するものとします。
- 3 当社は、前項の規定に拘らず、次の各号の何れかに該当する場合には、第1項に基づく申込みを承諾しないことがあります。
 - (1) 当社と申込者との間において当社からホーム電話サービスの提供を受けるための契約(以下「ホーム電話契約」といいます。)が締結されていない場合。
 - (2) 第1項に基づく申込みにあたり申込者が虚偽の内容を当社に申告し、又はその虞がある場合。
 - (3) 申込者が本サービスの料金の支払いを現に怠り、又はその虞がある場合。
 - (4) 過去に、申込者の責めに帰すべき事由により当社と申込者との間において締結していた利用契約が解除され又は申込者に対する本サービスの提供が停止されたことがある場合。
 - (5) その他、本サービスの遂行上又は技術上の支障を生じる虞があると当社が判断する場合。

第5条(利用契約の終了)

当社は、お客様が本規約又はホーム電話約款その他ホーム電話サービスの利用に係る規約等に違反したときは、何ら事前の通知又は催告を行うことなく利用契約を解除することができるものとします。

- 2 お客様は、利用契約を解除しようとするときは、予め、当社が別途定める方法によりそのことを当社に通知するものとします。
- 3 当社は、お客様から、前項に定める通知なく、当社が別に定める場所にホーム電話専用アダプタの返還があった場合は、当社が指定する期日(以下「予定解約期日」といいます。)をもってお客様から利用契約の解除の通知があったものとみなして取り扱います。ただし、予定解約期日までにお客様から利用契約の継続に関する意思表示があった場合はこの限りではありません。なお、予定解約期日は予めお客様に通知します。
- 4 前項の規定により、利用契約の解除の取り扱いを行った場合、ホーム電話契約の解除の通知があったものとみなします。
- 5 ホーム電話契約が終了したときは、当社又はお客様から何ら意思表示を行うことなく当然に利用契約も終了するものとします。

第6条(譲渡禁止)

お客様は、利用契約上の地位又は利用契約に基づく権利の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、貸与し、又は担保に供してはならないものとします。

第7条(利用契約に係る契約者情報の利用)

当社は、お客様の氏名若しくは名称、電話番号、住所若しくは居所又は請求書の送付先等の情報を、ホーム電話サービス及び本サービスに係る契約の申込み、契約の締結、工事、料金の適用又は料金の請求その他の当社の契約約款等の規定に係る業務の遂行上必要な範囲で利用します。なお、本サービスの提供にあたり取得した個人情報の利用目的は、当社が公開するプライバシーポリシーにおいて定めます。

第8条(その他)

本規約に定めなき事項は、ホーム電話約款の規定を準用します。

第9条(協議)

お客様及び当社は、本規約に定めのない事項又は本規約の各条項に疑義が生じた場合、誠意をもって協議の上解決するものとします。

ホーム電話専用アダプタ貸出サービスに関する契約条項

1. ホーム電話専用アダプタの貸出

当社は、お客様に対し、そのお客様との間で締結している1のホーム電話契約につき、1の当社が別途指定するホーム電話専用アダプタを無償で貸与します。

2. 端末設備の設置及び撤去等

- (1) 当社は、前項に基づきお客様に貸与するホーム電話専用アダプタをお客様が利用契約で指定した設置場所(ただし、ホーム電話サービスの提供を受けられることができる場所に限り、)に発送し、その発送した日からお客様に対する当該ホーム電話専用アダプタの貸与が開始されるものとします。
- (2) お客様は、お客様の責任と費用負担で、ホーム電話専用アダプタの設置、接続、設定、移設及び撤去並びに運用及び保守等を行うものとし、ホーム電話専用アダプタとお客様の機器とを接続しようとするときは、その接続方法及び設定内容等について当社の指示に従うものとします。
- (3) ホーム電話専用アダプタとお客様の機器との接続に必要な物品等及びホーム電話専用アダプタを使用するにあたり必要となる電源等は、お客様の責任と費用負担で準備するものとします。
- (4) 当社は、お客様に対して、貸与開始時においてホーム電話専用アダプタが正常な機能を備えていることのみを担保し、ホーム電話専用アダプタの商品性及びお客様の使用目的への適合性については一切保証しません。

3. ホーム電話専用アダプタの使用及び保管等

- (1) お客様は、ホーム電話専用アダプタを善良なる管理者の注意をもって使用及び保管するものとします。
- (2) お客様は、ホーム電話専用アダプタを第三者に譲渡し、転貸し、自己若しくは第三者のための担保として提供し又は使用させ、ホーム電話専用アダプタを改造若しくは改変し又はお客様が利用契約において指定した当該ホーム電話専用アダプタの設置場所以外の場所に移転してはならないものとします。また、お客様は、ホーム電話サービスを利用する目的以外にホーム電話専用アダプタを使用してはならないものとします。
- (3) お客様は、ホーム電話専用アダプタに故障、滅失又は毀損等が生じたときは、直ちに、その旨を当社に通知します。当社は、その通知を受領後、故障品と同一機種若しくはほぼ同等の機能を有する正常なホーム電話専用アダプタ(以下「代品」といいます。)を提供し、お客様は、代品を受領後速やかに、お客様の費用と責任により代品の設置及び設定を行い、故障、毀損等の生じたホーム電話専用アダプタ(以下「故障品」といいます。)を当社が指定する場所へ送付するものとします。
- (4) 前号の規定に拘らず、当社は、お客様の責に帰すべき事由によりホーム電話専用アダプタに故障、滅失又は毀損等が生じたときは、お客様に対し、別表1「違約金」に定める額を請求できるものとします。

4. ホーム電話専用アダプタの返還等

- (1) 利用契約が終了した場合、お客様は、お客様の責任と費用負担により、ホーム電話専用アダプタを原状に復したうえで、当社が別途指定する返還方法に従い当社が別途指定する期限までに当社が別途指定する場所へ送付することにより返還するものとします。
- (2) お客様は、前号で定める返還方法以外の方法でホーム電話専用アダプタを返還する場合、当社の事前の書面による承諾を得た上で、お客様の責任と費用負担で行うものとします。
- (3) 第一号で定める期限までにホーム電話専用アダプタが返還されない場合、当社は、お客様に対し、別表1「違約金」に定める額を請求することができるものとします。
- (4) お客様が本機器を返還する際にお客様の私物(電源アダプタ、電話機、各種マニュアルを含みますが、これらに限りません。以下「お客様私物」といいます。)が同梱された場合であって、当社にお客様私物が届いてから90日以内にお客様からお客様私物の返却を求める旨の通知等がないときには、当社は、お客様私物を廃棄できるものとします。

5. 動作ログの収集

- (1) 当社は、お客様によるホーム電話専用アダプタの利用における動作ログを定期的に収集します(以下「動作ログ収集」といいます。)。通信先・通信内容については収集しません。
- (2) 動作ログ収集において取得した情報を、ホーム電話サービスに係る以下の目的の範囲内で利用します。
 - ・アフターサービスに関する業務
 - ・新サービスの開発、サービス品質の評価・改善、サービス提供に関する施設・機器・ソフトウェアの開発、サービスの運用・管理に関する業務
 - ・商品の不具合、システムの障害、サービスに係る事故発生時の調査・対応に関する業務

6. 責任の範囲

- (1) 当社は、当社の責めに帰すべき事由に基づくホーム電話専用アダプタの故障、滅失又は毀損等によりお客様が損害を被った場合、ホーム電話サービスに係る基本利用料(定額利用料に限ります。)1ヶ月分に相当する額を限度としてその損害を賠償します。
- (2) 当社は、ホーム電話専用アダプタの修理等にあたって当社の責めに帰すべき事由によりお客様の機器その他の物品等に損害を与えた場合、ホーム電話サービスに係る基本利用料(定額利用料に限ります。)1ヶ月分に相当する額を限度として損害を賠償します。
- (3) 前二号の場合において、当社の故意又は重大な過失によりお客様が損害を被ったときは、前二号の規定は適用しません。また、前二号の場合において、当社は、当社の責めに帰すべからざる事由によりお客様が被った損害について、その責任を一切負わないものとします。
- (4) 当社は、ホーム電話専用アダプタへのデータの保存を保証しません。

別表1 違約金

ホーム電話専用アダプタの種類	利用期間	違約金金額(1端末ごと)
1ポートタイプ	～13ヶ月未満	13,770円
	13ヶ月～25ヶ月未満	12,240円
	25ヶ月～37ヶ月未満	10,570円
	37ヶ月以上	8,900円
2ポートタイプ	～13ヶ月未満	14,450円
	13ヶ月～25ヶ月未満	12,670円
	25ヶ月～37ヶ月未満	10,880円
	37ヶ月以上	9,090円